

国土交通省交渉に向けた要望項目

志茂一保存会

東京都が現在事業進行中の特定整備路線に関して、昭和21年当時の都市計画決定された原図に関して、また、都市計画決定の原簿に関して、さらに新都市計画法施行にともなう旧計画決定の引き継ぎに関して、法的瑕疵との指摘がなされているため、国土交通省の見解をお示しいただき、計画の認可を行わないよう対処をお願いします。

現在問題となっております特定整備路線の計画は、旧都市計画法下で戦災復興院にて策定され、告示がありました。その官報での告示内容は以下の通りです。

「戦災復興院告示第15号 東京復興都市計画街路左ノ通内閣総理大臣ノ追加決定アリタリ 其ノ関係図面ハ東京都庁ニ備置キ縦覧ニ供ス 昭和21年4月25日 戦災復興院 総裁 阿部美樹志 左ノ通り図面ハ省略」とあります。

その官報告示内容に以下の瑕疵について、指摘するのでご見解をご回答下さい。

- 1-1：当時、戦災復興院は事業を決定する権限がない事。
- 1-2：当時必要条件とされた、旧都市計画法第3条に規定される内閣の認可を受けていない事。
- 1-3：告示第15号にて「東京都庁ニ備置キ縦覧ニ供ス」とされる、都市計画決定の関係図面（原図）が東京都庁に存在しない事。
- 1-4：「内閣総理大臣ノ追加決定」原簿は確認していない事

この事に関して東京都都市整備局は、上記事実を既に認めております。このことは当時の決定は、都市計画決定として有効性を持たないのではないのでしょうか？

ですが、東京都都市整備局はその瑕疵（上記事実）が存在しても尚、事業が有効で有るとして以下の理由を回答しております。

- 2-1：東京都に關係図書（決定原図）が存在し無くても、首相決定原簿を確認できなくとも、官報による告示にてこの都市計画事業は決定されたと思っており、關係図書を保有していなくても、決定原簿を確認していなくても事業は有効である。その上で事業決定を証明出来なくても、現在所有する図面（道路網図：更新された地形図に、計画を記入したものと説明）が存在するので問題ないと思っている
- 2-2：戦災復興院は事業を決定出来る権限を持っていなかったが、戦時中の戦時特例に準じ、この都市計画事業は承認されたものと判断している。
- 2-3：旧都市計画法で必要とされる内閣の認可は、当時の都市計画法及同法施行令戦時特例（昭和18年12月24日）と勅令671号、勅令153号の改正文章にて「内閣の認可は要せず」との記載があり、その勅令は昭和44年まで運営されたので現在に至るまで問題なく運営されていると思っている。

上記東京都の回答にて更なる問題点が確認出来たため以下の追加質問をしております。

- 3-1：決定原簿には始点と終点が記載されているのみで道路の詳細は 事業申請時に測量し始めて明らかになるとの話しが有るが、關係図書（決定原簿）が無いので有れば、始点、終点の位置も立証出来ず道路予定地を保有する地権者は憲法で保障された財産権が侵害され、それを立証せずしての事業実施は明確な財産権の侵害であり憲法違反で有る事。
- 3-2：内閣の認可は“戦時特例等”の勅令により必要とせずとの発言を東京都都市整備局はしているが、当時の憲法（大日本帝国憲法）の第9条には「命令を以て法律を変更する事を得ず」と記載されており、その上で勅令と法律が矛盾した場合は「法律が常に勅令の上に効力を有する」と記載されております。 旧都市計画法下で制

定された告示第15号を“戦時特例等”を根拠にして事業を行うことは、重大かつ明白は瑕疵であり憲法違反である事。

東京都都市整備局の担当者はこの質問に対し明確な回答を現在まで出せておりません。そこで、以下の点を確認、ご回答下さい。

#### 確認事項

- 1、この都市計画事業は昭和21年4月25日の承認に関する原簿を確認したい。  
戦災復興院に決定権限が無いのであれば、国土交通省として誰（決定者の具体的な地位と名前）の権限でこの都市計画事業は決定されたと判断しているのか。
- 2、事業の関係図書（決定原図、及び決定原簿）はどこに存在するのか。  
東京都に備え置く事となっている図面（原図）は存在するか、何処で縦覧可能か。
- 3、事業の関係図書（決定原図）を国が東京都に差入れた事を示す台帳を、現在も国は保有しているのか。  
旧都市計画法や旧憲法下また現在の憲法下においても関係図書（原図、及び決定原簿）を引き渡す時は双方が台帳にその事実を記載する事となっているが、その台帳は現存するか、どこにあるのか、どこで縦覧可能か。
- 4、国土交通省として、原簿、原図の存在が確認できなくても、また決定における憲法上、法体系上の瑕疵の指摘を受けてもなお都市計画事業が成立しているとするのか  
国土交通省として、事業承認当時の決定経過の事実が不明瞭であり、関係図書（決定原図及び原簿）が無い為に事業範囲を特定出来ないこの事業を成立していると判断するのか。また成立しているとの判断であればその理由について文書での説明をお願いしたい。
- 5、東京都が今後、都市計画事業申請を行う事に関して  
旧都市計画法において、内閣の認可は都市計画決定において法的な絶対要件であるが、その都市計画決定手続きに対する瑕疵がある計画の事業認可を東京都が申請した場合、国土交通省は申請書類に不備が無くても事業認可できないのではないですか。もし事業認可をするのであればその理由をお示し下さい。
- 6、国土交通省のこの都市計画事業に関する今後の方針に関して  
現状において、関係図書（決定原図及び原簿）が定めた事業範囲が明確でない今、その地区の該当地権者の財産権がどこまで侵害されるのかが明確ではありません。国土交通省はこの法的瑕疵の事実内容が明確になるまで、この都市計画事業を推進する事を中断するべきではありませんか。その判断の根拠もお示し下さい。  
※現状の事実を知ってもなお事業を認可し、財産権を侵害する事は明確な憲法違反であると判断できます。
- 7、衆議院法制局で法案作成に参画した吉田利宏氏は「告示」は法令ではなく「国民へのお知らせ」だと書いています。官報による「告示」のみで、「決定原簿」がなくても「告示」に示した原図の縦覧ができなくとも、この都市計画事業が出来るという法的根拠を示してください。
- 8、旧法には存在しなかった、都市計画決定時点での住民参加（16条、17条に規定されている、縦覧、意見書提出、公聴会など）の機会を持つことなく、新法での決定があったものと同じとして引き継ぐことには無理があるのではないか。

以上